



Q 事前協議、プロポーザルの在り方の改善を願う

&

なぐもよしゆき
南雲好幸 (文責)



A 議会と執行部は車の両輪とし、説明不足は真摯に受け止め取り組みたい

質問

本年1月30日の臨時議会に町有地売却は議案提出されたが、大変重い責任があるため、特別委員会に付託。その後、特別委員会を経て2月13日臨時議会でこの案は否決。

法律には事前審査、事前協議の禁止の文言や法律がなく、法務省にも確認済みだが、事前協議禁止という思い込みが、執行部と議会の情報共有や意思疎通を阻害する原因ではないか。このような重要事案は、事前にもっと議会との意見交換を行えないか。

答弁

重要な案件と認識し、7月30日の全員協議会で、中子町有地及び公募型プロポーザルにより売却相手を決定したい旨の説明をした。また12月18日には一社から企画提案が提出され、合格点以上なら仮契約を締結し、1月末頃に臨時会にて議案を上程したいと説明した。

今後、重要案件である議案の事前の説明審査方法など議会から示していたければ、それに従い説明を行いたい。

Q

重要事案はもっと意見交換できないか

A

説明・審査方法を議会から示していただきたい

Q

プロポーザルの要項を修正すべきでは

A

要項の修正は行わない

質問

本来、プロポーザル方式は日本語では企画競争入札と呼ばれ、価格競争に基づく選定ではなく、発注者が求める業務やサービスに対して複数の事業者から提案を募るものであり、事業の実施方針、事業の実施体制、過去の事業実績、地域に対する貢献度など、その内容を総合的に評価して、最適な事業者を選定する手法は、不適切な事業者を選定する手法は、不適切。

今後は応募が一事業者では成立しない実施要項にすべきと思うが、町長の見解を伺う。

答弁

審査基準に則り、提案内容及び価格の両面を適正に審査し、合格点だった。一社であっても優先交渉権者に決定することは問題がないと考えている。要項の修正は行わない。

議会と執行部は車の両輪という観点で、説明が足りなかった部分は真摯にこれを受け止め取り組みたい。また議会も議会として取り組みをお願いしたい。



売却予定だった中子町有地